



エクセルで出来る“年次有給休暇管理簿”を作成しました

- ◆ エクセルで出来る“年次有給休暇管理簿”を作成しました（同封のリーフレットをご覧ください）。年5日の年次有給休暇付与義務、時間単位年次有給休暇の上限など、非常に煩雑な年次有給休暇管理についてのお悩み解決にお役立て下さい。また、年次有給休暇の付与日を統一するなど、制度に関するご相談は担当までお申し付け下さい。

「成年後見」についてお悩みではありませんか

- ◆ 岩手県社会保険労務士会では、平成26年から「社労士成年後見センター岩手」を設立し、成年後見活動に取り組んでいます。医療・年金・介護保険に関わる国家資格者として、その専門性を活かし皆様のご相談に応じています。リーフレットを同封しましたので、是非職場の皆様にもご周知いただきたいと思います。ご相談は、お電話またはホームページから岩手県社会保険労務士会にお願いします。

岩手県社会保険労務士会 TEL 019-651-2373 URL <https://www.iwate-sr.jp>

「賃上げ」について

- ◆ 日本商工会議所が、全国47都道府県で実施した賃金改定に関する調査結果を公表しました（2024年6月5日）。それによりますと、2024年度の賃上げについて下記のような結果になっています。

正社員の賃上げ；	【全 体】	賃上げ額 9,662 円	賃上げ率 3.62%	(加重平均)
	【20人以下】	賃上げ額 8,801 円	賃上げ率 3.34%	(加重平均)
パート・アルバイト等の賃上げ；	【全 体】	賃上げ額 37.6 円	賃上げ率 3.43%	(加重平均)
	【20人以下】	賃上げ額 43.3 円	賃上げ率 3.88%	(加重平均)

物価高騰などにより賃上げ圧力は高まっていますが、「賃上げを実施（予定含む）」と回答した企業のうち実に59.1%が“防衛的な賃上げ（業績の改善が見られないが賃上げを実施）”であると答えているように、特に中小企業の厳しさが感じられます。

労働保険料の申告・納付について

- ◆ 2024年度の労働保険年度更新の手続きが始まりました。申告および全期・第1期保険料の納付は7月10日（水）が期限となります。金融機関の店舗統合などもあり、窓口での納付には手間がかかります。保険料は口座振替も可能です。口座振替をご利用の場合は保険料の納付期限に最大で約2ヵ月のゆとりができるというメリットもあります。ご希望の事業所様は当事務所までお申し付け下さい（※全期・第1期の振替申込手続きは終了しました。第2期以降は今からでも可能です）。

納 期	全期・第1期	第2期	第3期
口座振替を利用しない場合	2024年7月10日	2024年10月31日	2025年1月31日
口座振替利用の場合	2024年9月6日	2024年11月14日	2025年2月14日

「賞与からの社会保険料控除額表」について【再掲】

- ◆ 毎年6月の“おしらせ”に同封しておりました「賞与からの社会保険料控除額表」ですが、事業所様において給与計算ソフトのご利用が進んでいる状況にかんがみまして、今後、ご希望の事業所様のみへの配布とさせていただきます。ご希望の事業所様は担当までお申し付けください。